

暮らしの情報シリーズ



ご存じですか？

クーリング・オフ②

「クーリング・オフ」とは、訪問販売などで契約等をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内なら一方的に解約できる制度です。

先月号では、クーリング・オフが、どのようなときにできるのか、するとうなるのか、について説明させていただきました。

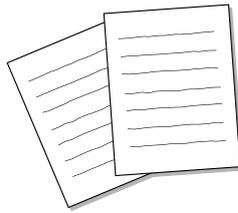
今月号では、クーリング・オフの具体的な手続きについて、また、クーリング・オフを断られた場合の対応についてお知らせします。

① クーリング・オフの手続きはどのような流れですか？

② クーリング・オフの期間は、決められた期間内(多くの場合は8日以内)に通知をしてください。通知は必ずコピーをとり、簡易書留など送ったことが証明できる方法で出してください。

クレジット契約をした場合には、クレジット会社にも同様の通知を必ず出しましょう。

- 契約日
- 商品名
- 契約金額
- 契約(販売)会社名
- 解約する意思表示
- 自分の名前と住所



なお、販売方法によっては、クーリング・オフの期間が違う場合がありますので注意が必要です。

契約日(※契約書面受領日)
平成〇〇年〇月〇日

商品名
〇〇〇〇〇〇

契約金額
〇〇〇〇〇〇円

販売会社名
〇〇株式会社

営業所
〇〇〇〇〇〇様

担当
〇〇〇〇様

右記日付の契約は解除します。なお、支払済みの〇〇〇〇〇〇円を返金し商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表者 様

住所
〇〇〇〇〇〇

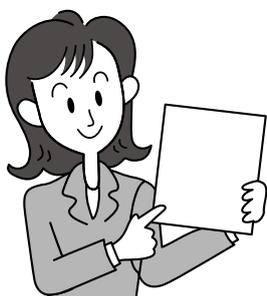
氏名
〇〇〇〇〇〇

③ クーリング・オフが適用される販売方法で契約し、決められた期間内にクーリング・オフを申し出たのに、業者から「商品が使用済みなのでできない」「すでに発注した」「クーリング・オフできない」と言われた。本当にできないのでしょうか。

④ 「商品を使用したからできない」などと、事業者に告げられたり事業者が威圧したりしたことにより、消費者が誤認・困惑してクーリング・オフしなかった場合は、事業者によるクーリング・オフ妨害にあたります。

このように、事業者がクーリング・オフを妨害した場合は、前述のクーリング・オフ期間を過ぎてしまってもクーリング・オフできます。

詳細は、滋賀県消費生活センターまたは役場住民課までお問い合わせください。



◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
☎ 6578 有線 7784
滋賀県消費生活センター
☎ 074912310999

消費生活メモ

●多重債務者無料相談会が定期的開催されます

借金返済のために借金を重ね、複数の金融業者などからの多額の借金を背負ってしまうという「多重債務」が深刻な社会問題になっています。滋賀県では、こういった方々に一刻も早く、生活再建の一步を踏み出していただくため、多重債務でお悩みの方を対象とした無料相談会を毎月第1土曜日に開催されます。

○毎月第1土曜日

- 6月5日(土) 近江八幡市いきいきふれあいセンター(近江八幡市)
- 7月3日(土) 県消費生活センター(彦根市)
- 8月7日(土) 滋賀弁護士会館(大津市)
- 9月4日(土) 県消費生活センター(彦根市)

弁護士・司法書士が、面接にて相談を受け付けられます。

完全予約制になりますので、相談を希望される方は、あらかじめ相談日の予約をお願いします。

<予約受付>

滋賀県 県民生活課 消費生活担当
☎ 077-528-3412

主催：滋賀県弁護士会
滋賀県司法書士会
滋賀県